

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成24年2月28日

奈良県知事 荒井 正吾

1 業務の概要

(1) 業務名

せんとくん着ぐるみ操演及び操演企画運営業務

(2) 目的

奈良県では、せんとくんによる観光振興を積極的に展開するために様々な場面に「せんとくん」を登場させ、奈良県観光の話題性を高めるため、せんとくん着ぐるみによる操演及び操演企画運営を委託する。

(3) 業務の内容

以下の業務を企画運営すること

1) 県が指定する以下の行事等におけるせんとくんの操演の実施

①県公式行事など(別添資料)(30回程度)

②大型ディスプレイのコンテンツ動画撮影

(南部方面の吉野地域の復旧・復興応援活動)10回

③大型ディスプレイのコンテンツ動画撮影(北部方面)(10回)

2) 独自企画によるせんとくんの操演の実施

本県の観光振興のために効果があると考えられる出演を独自に提案(20回程度)

例)・県内各地域の観光スポットにおいて、観光客を出迎えるパフォーマンスの操演企画演出

・修学旅行生など観光客をもてなすパフォーマンスの操演企画演出

・観光商品企画となるような操演企画演出

など

3) 貸与物品の管理・メンテナンスの実施

下記の貸与物品を適切に管理し、定期的なクリーニング及び必要に応じた補修をすること

貸与物品・・・既存のせんとくん着ぐるみ2体

新せんとくん着ぐるみ衣裳3種類各2着

新せんとくん着ぐるみ用物品(頭、ボディあんこ、手袋、靴)一式

4) その他

上記の業務を遂行遂行するために必要な体制を整備すること

①「せんとくん」キャスト及びスタッフの確保

②「せんとくん」の操演スケジュール調整

(4) 予算額

委託料 5,400千円(消費税及び地方消費税込み)

※ただし、当該業務に係る予算が議決されなかった場合は、当該業務手続きについて停止等の措置を行う場合がある。

(5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する「せんとくん着ぐるみ操演及び操演企画運営委託事業者募集要項」(以下「募集要項」という。)に示すところによる。

(6) 契約期間

平成24年4月1日(日)から平成25年3月31日(日)まで

2 応募資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(3) 奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。

(6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人でないこと。

(7) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。

(8) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

(9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。

(10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。

(11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(12) 奈良県内に主たる事業所を有する者であること。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の運営企画書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった運営企画書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 運営企画書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県観光局ならの魅力創造課

電話番号 0742-27-8482

ファクシミリ 0742-27-7744

電子メールアドレス miryoku@office.pref.nara.lg.jp

- (2) 募集要項の配布

平成24年2月28日（火）から同年3月21日（水）午後5時までの間に、(1)の担当部局またはホームページ（http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-23145.htm）にて配布する。

ただし、土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）

- (3) 運営企画書等の提出

「募集要項」2の(1)に定める運営企画書等を作成し、平成24年3月21日（水）午後5時（必着）までに提出すること。

なお、持参する場合は土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）

- (4) 質疑受付

本公告に関する質問がある場合には、募集要項に基づき、質問票（任意様式）を作成し、平成24年3月7日（水）正午までに(1)のファクシミリ又は電子メールアドレスあてに提出すること。

5 企画書等の評価

「せんとくん操演及び操演企画運営事業者選定審査委員会」により、次の評価項目について採点を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とする。

- (1) 業務実施方針

・せんとくんを活用して観光振興の積極的な展開、話題性の提供などの実施方針は適切か。

- (2) 業務実施フロー及び実施体制

・委託業務を実施するにあたっての業務フローは適切か。

・過去に類似の業務（地域活性化、地域振興、観光振興等）を受託し、適切かつ円滑に履行しているか。

- (3) 活用・管理方法

・せんとくんの活用・管理方法に問題はないか。

- (4) 経費

・県が提示した予算額に見合った提案及び執行計画となっているか。

- (5) その他独自提案

・独自の提案があるか。

- (6) 総合評価

・(1)～(5)の各項目を総合的に勘案し、バランスのとれた提案となっているか。

6 最優秀提案者の選定

5により最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。ただし、評価結果によっては選定しないことがある。

7 契約の締結

6により最優秀提案者として選定された者が受託者の候補者となり契約締結の交渉を行う。協議が不調のときは、5により順位付けられた提案者の上位の者から順に契約締結の協議を行う。

また、契約締結の時期については、平成24年4月1日を予定しているが、当該業務に係る予算が議決されなかった場合は、当該業務手続きについて停止等の措置を行う場合がある。

8 その他

- (1) 運営企画参加に係る経費

運営企画に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

- (2) 企画書類の返却

提出された企画書等は返却しない。

- (3) その他、詳細は「募集要項」による。